

【議 題 4】

その他報告事項



I .「第 3 回いわて健康経営アワード」実施結果報告

1.「第3回いわて健康経営アワード」実施結果報告

- ・協会けんぽ岩手支部では、加入者の皆様の健康の保持増進を図るため、岩手県、各経済団体、企業等と連携して「いわて健康経営宣言」事業を実施し、加入事業所への健康経営の普及を目指しています。
- ・本事業の一環として、健康経営のさらなる普及と自社従業員の健康づくりに対する意識を向上していただき、その取り組みを実施する事業所の拡大を図ることを目的に、「第3回 いわて健康経営アワード」を開催しました。
- ・岩手県内の計17事業所から独自性のある取り組みを応募いただき、厳正な審査のうえ、最優秀賞をはじめとした計5か所の受賞事業所を決定させていただきました。
- ・受賞事業所における取組内容及び表彰の様子は、岩手日報紙面上で計3回シリーズで掲載いたしました。
 ※12月18日（火）、12月21日（金）、12月27日（木）掲載

《受賞事業所》

受賞	事業所名
最優秀賞	株式会社藤村商会
優秀賞	有限会社奥州ネット
	株式会社薬王堂
スモール チェンジ賞	株式会社共栄薬品
	株式会社野田バイオパワー J P

【実施要領（抜粋）】

- **応募対象**
岩手支部の加入事業所
- **応募期間**
平成30年6月18日（月）～平成30年9月14日（金）
- **表彰**
表彰は、次の種類により実施

一 最優秀賞	1 事業所
二 優秀賞	2 事業所
三 スモールチェンジ賞	2 事業所
- **審査**
 - ・第1次審査
審査員は、全国健康保険協会岩手支部企画総務部の担当役職員で行うこととする。
 - ・最終審査
審査員は、全国健康保険協会岩手支部評議会の評議員で行うこととする。

主催：協会けんぽ岩手支部 協力：岩手日报社
 協賛：(株)伊藤園
 後援：岩手県・岩手県商工会議所連合会・岩手県商工会連合会・岩手県中小企業団体中央会・一般社団法人岩手県経営者協会
 一般社団法人岩手経済同友会・岩手労働局・岩手県社会保険労務士会

【 最優秀賞 】 株式会社藤村商会 (12/18掲載)

平成30年度 第3回

いわて健康経営アワード

健康経営
って何!?

社員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組み企業経営のスタイルのこです。

全国健康保険協会(協会けんぽ)岩手支部では、岩手日報社主催の「岩手県民健康応援キャンペーン」にコラボレーションした平成30年度「いわて健康経営アワード」の受賞企業を発表いたしました。従業員健康増進への取り組みを事業所単位で募集して、加入事業所へ健康経営の普及を目指すアワードは今年が3回目で、17事業所の応募がありました。受賞事業所の様子を3回シリーズにて紙面で紹介します。

いわて健康経営アワード 最優秀賞

健康づくり推進企業紹介 vol.1

(株)藤村商会

代表取締役社長 藤村 茂生 矢巾町健康センター南3-9-9

禁煙やウォーキングを推進し、社員の意識向上

最優秀賞に選ばれた矢巾町健康センター南の藤村商会(藤村茂生社長)は上下水道局教材や企画・衛生・労働環境、農業者教材などの御定業を平動けています。基内に支店、倉庫所、配薬センターなどが合わせて12拠点あり、45人の従業員が働いています。

評価された取り組みは①勤続手当(毎月1万円)の支給 ②健康経営支援プログラム導入(ウォーキングポイント付与) ③メンタルヘルス対策として社内アンケートを年1回実施し分析 ④改善時期に向けた月1回の管理層ミーティングや一層推進での「禁煙」導入 ⑤健康診断の受診率100%継続 ⑥メンタルヘルスマネジメント等の研修を同様し意識啓発が社員が「健康経営アドバイザー」資格取得に挑戦と幅広く、活動が社員に浸透しています。

藤村社長は「経営理念にも掲げていますが、これからも全従業員の一生懸命の申請を追求していきたい」とさらなる活動推進に意欲を見せています。

●次回の開催日程は12月21日(金)の組紙で紹介いたします。

第3回「いわて健康経営アワード」受賞企業

健康経営アワード参加企業

野野田バイオパワーJP/共栄薬品
新タニムラフドーサービス/筑東海保険センター
新タキムラ/筑みちのくボク/築オリデック21
筑国建設/岩手県南運輸所/筑奥州ネット
筑藤村商会/社会福祉法人遠野市社会福祉協議会
筑アイディーエス/筑小原建設
社会福祉法人みちのく大寿会/筑藤王堂
筑岩手日報社 (以下略)

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

最優秀賞 (株)藤村商会(矢巾町)

優秀賞 (有)奥州ネット(奥州市) 株式会社薬王堂(矢巾町)

スモールチェンジ賞 株式会社共栄薬品(盛岡市) 株式会社野野田バイオパワーJP(野田村)

主催 全国健康保険協会 岩手支部 協会けんぽ
盛岡市中央通1-7-25 岩手日報ビル4F
TEL 019-604-9009 岩手 FAX 019-604-9117

協賛企業/伊展園
建設系/岩手県-岩手県商工会議所連合会-岩手県商工会議会-岩手県中小企業団体中央会
一般社団法人岩手県経営者協会-一般社団法人岩手県経済同友会-岩手県労働
岩手県社会保険労務士会

3

2.岩手日報掲載広告②

【 優秀賞 】
 ・有限会社奥州ネット
 ・株式会社薬王堂
 (12/21掲載)

【 スモールチェンジ賞 】
 ・株式会社共栄薬品
 ・株式会社野田バイオパワー J P
 (12/27掲載)

平成30年度 第3回

いわて健康経営アワード

「健康経営」
って何!?

社員の健康を重要な経営
資産と捉え、健康増進に
積極的に取り組む
企業経営のスタイル
のことです。

全国健康保険協会(協会けんぽ)岩手支部では、岩手日報社主催の「岩手県民健康応援キャンペーン」にコラボレーションした平成30年度「いわて健康経営アワード」の受賞企業を発表いたしました。3回目となる「いわて健康経営アワード」で表彰された事業所の取り組みを3回シリーズにして紙面で紹介しています。

いわて健康経営アワード
優秀賞

～健康づくり推進企業紹介～ vol.2

(有)奥州ネット 代表取締役 菅原 秀憲
 奥州市水沢佐倉河字東中1丁目41

コミュニケーションを大切にし、ストレス軽減

奥州市水沢佐倉河の「奥州ネット」は通信機器販売・施工、ITコンサルティング、パソコンサポート事業を行っています。従業員心の健康づくりとして、第一に職場のストレス源(人間関係、仕事量、仕事の質)軽減のため、従業員のコミュニケーションの向上に努めました。また、キャリア支援

室による年2回のキャリア形成支援面談により、従業員のキャリアプランを明確にし、モチベーションの向上を図っています。働き方改革を推進し、時間外労働を削減することで、業務に起因するストレスの軽減にもつなげています。
 経営者も含め健診受診率は100%です。



社員が健康増進器具を使って健康増進

表彰を受けた
西郷辰弘代表取締役(右)と
矢巾町広富沢3-4-26
の社員一同

(株)薬王堂 代表取締役 西郷 辰弘
 矢巾町広富沢3-4-26

本業に専念できる環境を整えサービス向上も

東北6県でドラッグストア・調剤薬局を展開する「薬王堂」(本部・矢巾町)。従業員は本部、仙台と東京の事務所、265店舗で合わせて約3700人です。
 全員が健康診断を受けるように未受診者に受診を促し、二次健診対象者には受診後の報告提出を呼び掛けている。長時間労働対策

としては、各店舗の商品補充を外部委託し、従業員が本業に専念できる環境を整備した結果、サービス向上にもつながっています。
 昨年からは社長をトップに安全衛生委員会の体制を再構築し、経営と一体となった従業員の健康配慮への議論を深めています。



いらいと健康づくりのために取り組んでいくこと

● 次回の優良な取り組み事例は12月27日(木)の紙面で紹介します。 ※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

■主催/  **全国健康保険協会 岩手支部**
 協会けんぽ
 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル2階
 TEL 019-604-9009(代) FAX 019-604-9117

■協賛企業/  **伊藤園**
 ■後援/ 岩手県・岩手県商工会議所連合会・岩手県農工連合会・岩手県中小企業団体中央会
 一般社団法人岩手県経営者協会 一般社団法人岩手県経済同友会 岩手労働局
 岩手県社会保険労務士会

平成30年度 第3回

いわて健康経営アワード

「健康経営」
って何!?

社員の健康を重要な経営
資産と捉え、健康増進に
積極的に取り組む
企業経営のスタイル
のことです。

全国健康保険協会(協会けんぽ)岩手支部では、岩手日報社主催の「岩手県民健康応援キャンペーン」にコラボレーションした平成30年度「いわて健康経営アワード」の受賞企業を発表いたしました。3回目となる「いわて健康経営アワード」で表彰された事業所の取り組みを3回シリーズにして紙面で紹介しています。

いわて健康経営アワード
スモールチェンジ賞

～健康づくり推進企業紹介～ vol.3

(株)共栄薬品 代表取締役 酒井 啓充
 盛岡市津志田西2-7-15

「スモールチェンジ活動カード」を作成し、定期的にチェック

盛岡市津志田西の「共栄薬品」は、「安心と笑顔の快適健康家族のパートナー」の理念のもと置き薬、フィットネスクラブ、ゴルフショップ、便利屋と地域に密着した企業です。
 社員で健康づくりを始めた一歩を継続するために「スモールチェンジ活動カード」を自

社独自で作成。個々に食事面と運動面で2ヶ月間のチャレンジ目標と毎日実行できているかを記入し、現状を振り返り、一人では継続困難な生活習慣の意識改善を実行しやすくしています。ほか、毎朝全員でラジオ体操や、チームで県内のマラソン大会に参加と楽しみながら健康増進に取り組んでいます。



表彰を受けた酒井啓充代表取締役(右)と盛岡けんぽ岩手支店の松本亮一支部長

表彰を受けた
大田直久代表取締役社長(右)と
盛岡けんぽ岩手支店の
野田村野田14-6-71
の社員一同

(株)野田バイオパワー J P 代表取締役社長 大田 直久
 野田村野田14-6-71

歩行数を競い、楽しみながら健康づくり

野田村野田の「野田バイオパワー J P」は森林資源に恵まれた東北で2016年から、再生可能エネルギーであるバイオマス発電事業などを手掛けています。
 従業員の健康づくりとして、本年度は岩手県が取り組む「企業対抗チャレンジマッチ」に参加しています。社員が半年間、歩数計を

装着し、開始前と3か月後の内臓脂肪面積を測定。歩行数を競い合い、楽しみながら、歩く習慣を身に付けています。
 同社の「生活習慣チェック」の取り組みでは、数値など各自が3か月のスパンで目標を決め、できることから改善の努力をし、目標を達成できたかを確認しています。



ハラメント開催

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

■主催/  **全国健康保険協会 岩手支部**
 協会けんぽ
 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル2階
 TEL 019-604-9009(代) FAX 019-604-9117

■協賛企業/  **伊藤園**
 ■後援/ 岩手県・岩手県商工会議所連合会・岩手県農工連合会・岩手県中小企業団体中央会
 一般社団法人岩手県経営者協会 一般社団法人岩手県経済同友会 岩手労働局
 岩手県社会保険労務士会

Ⅱ.平成31年度インセンティブ制度について

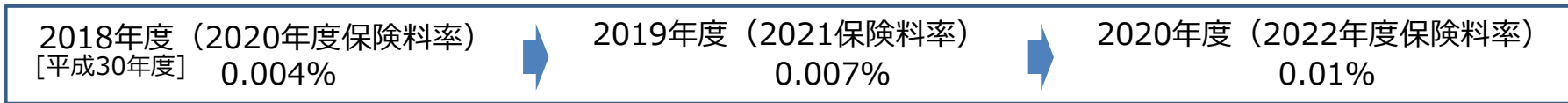
1.平成31年度インセンティブ制度について

- インセンティブ制度は、これまでの運営委員会や支部評議会の議論を踏まえ、健康保険法施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月に公布された。開始年度である平成30年度から本格実施し、その実績を平成32年度の都道府県単位保険料率に反映することとなる。
 - 本格実施の開始年度である平成30年11月時点で集計可能な平成30年度（4月～9月）の実績データはP.9～13のとおりである。
- ⇒ 平成31年度インセンティブ制度について、現在、本格実施としての取組を開始して間もなく、4月～9月の上半期分の実績を見ても、評価指標等を変更する特段の事情が見受けられない。このため、**平成31年度も今年度と同様の指標で実施することとし、引き続き、丁寧な周知広報に取り組んでまいりたい。**

実績データの前提条件について

<インセンティブに係る保険料率について>

- インセンティブ分に係る保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、0.01%を盛り込むこととされている。
- また、制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、3年間で段階的に導入することとされているため、今回の集計では全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に0.004%を盛り込んで実績を算出することとする。



<本格実施（平成30年4月～9月分）について>

- 平成30年4月～9月分の実績については、平成30年11月時点で集計できるデータを活用していることから、各指標の対象月が異なる。詳細は以下のとおりである。

【指標1】特定健診等の受診率	平成30年4月～9月
【指標2】特定保健指導の実施率	同上
【指標3】特定保健指導対象者の減少率	同上
【指標4】医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	...	平成30年4月～5月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までに医療機関を受診した者
【指標5】後発医薬品の使用割合	平成30年4月～8月

【具体的な評価方法】

赤字は前回からの修正点

- 下表のとおり、評価指標及び実績の算出方法を定め、評価指標内では【】で記載した評価割合を用いて評価する（この際、使用するデータは毎年度4月～3月までの分の実績値を用いることとする）。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点としランキング付けを行う。
- 前年度からの実績値の伸びを評価する際には、以下のとおり支部ごとの伸びしろ（100%－当該支部の実績値）に占める割合を評価する。

$$\frac{\text{対前年度伸び幅（率）}}{100\% - \text{当該支部の実績}}$$

※【】は評価指標内での評価割合

1 特定健診等の受診率（使用データ：4月～3月の40歳以上の受診者数（事業者健診については、同期間のデータ取り込み者数））

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部被保険者のうち生活習慣病予防健診を受診した者の数} + \text{自支部被保険者のうち事業者健診データを取得した者の数} + \text{自支部被扶養者のうち特定健診を受診した者の数}}{\text{自支部加入者のうち特定健診対象者数}} \quad (\%)$$

- ① 特定健診等の受診率【60%】
- ② 特定健診等の受診率の対前年度上昇幅【20%】
- ③ 特定健診等の受診件数の対前年度上昇率【20%】

2 特定保健指導の実施率（使用データ：4月～3月の特定保健指導最終評価終了者数）

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部加入者のうち特定保健指導実施者数（外部委託分を含む。）}}{\text{自支部加入者のうち特定保健指導対象者数}} \quad (\%)$$

- ① 特定保健指導の実施率【60%】
- ② 特定保健指導の実施率の対前年度上昇幅【20%】
- ③ 特定保健指導の実施件数の対前年度上昇率【20%】

※【】は評価指標内での評価割合

3 特定保健指導対象者の減少率（使用データ：前年度特定保健指導該当者であって4月～3月に健診を受けた者のうち、その結果が特定保健指導非該当となった者の数）

<実績算出方法>

$$\frac{(A) \text{のうち、(前年度積極的支援} \rightarrow \text{動機付け支援又は特保非該当者となった者の数)} + (\text{前年度動機付け支援} \rightarrow \text{特保非該当者となった者の数})}{\text{自支部加入者のうち、前年度特定保健指導該当者であって今年度健診を受けた者の数 (A)}} (\%)$$

4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率（使用データ：4月～3月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までに医療機関を受診した者の数）

<実績算出方法>

$$\frac{(A) \text{のうち医療機関受診者数}}{\text{自支部加入者のうち、本部からの受診勧奨送付者数 (A)}} (\%)$$

① 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率【50%】

② 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の対前年度上昇幅【50%】

5 後発医薬品の使用割合（使用データ：4月～3月の年度平均値）

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部加入者に対する後発医薬品の処方数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量}} (\%)$$

① 後発医薬品の使用割合【50%】

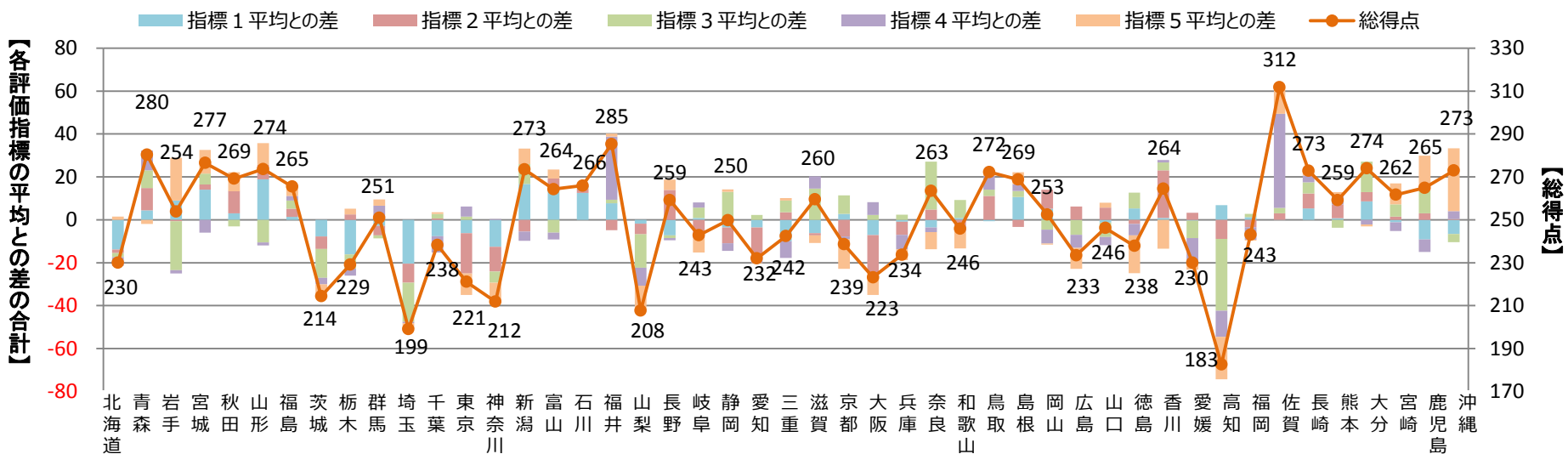
② 後発医薬品の使用割合の対前年度上昇幅【50%】

インセンティブ制度に係る本格実施の実績 【平成30年4月～9月分】

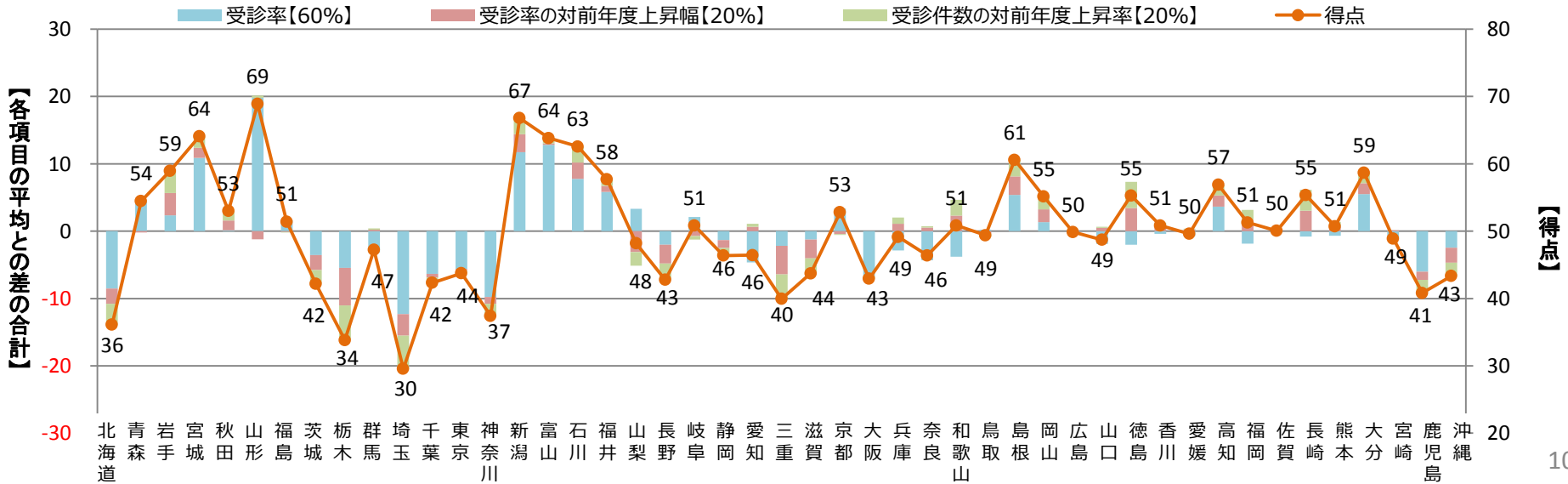
※当該集計は、平成30年11月末時点で集計可能なデータを用いていることから、暫定値であり、今後集計する通年ベースのデータとは乖離が生じることに留意が必要。

2.平成30年4月～9月分のデータを用いた実績①

5つの評価指標の総得点及び各評価指標の全国平均との差

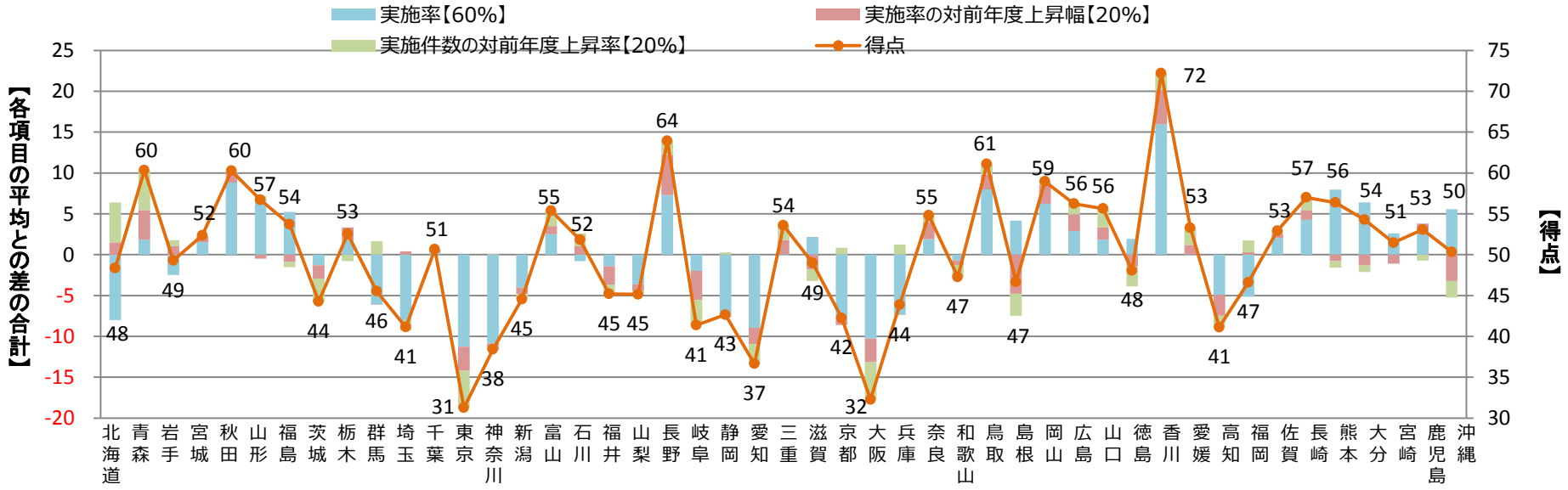


指標1. 特定健診等受診率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

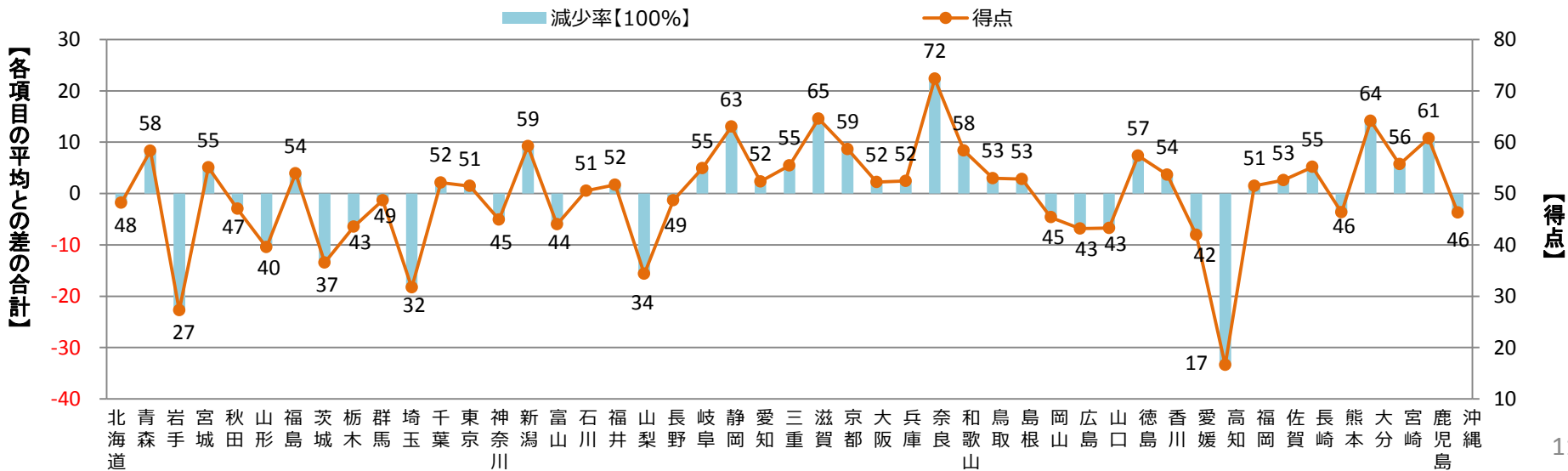


2.平成30年4月～9月分のデータを用いた実績②

指標 2. 特定保健指導実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



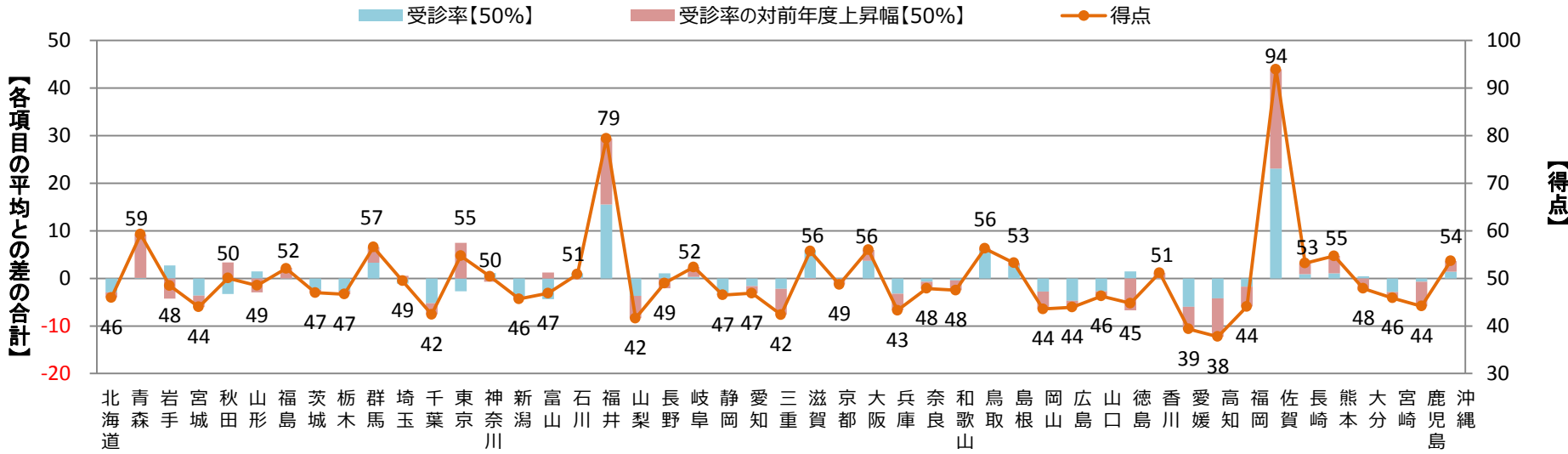
指標 3. 特定保健指導対象者の減少率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



2.平成30年4月～9月分のデータを用いた実績③

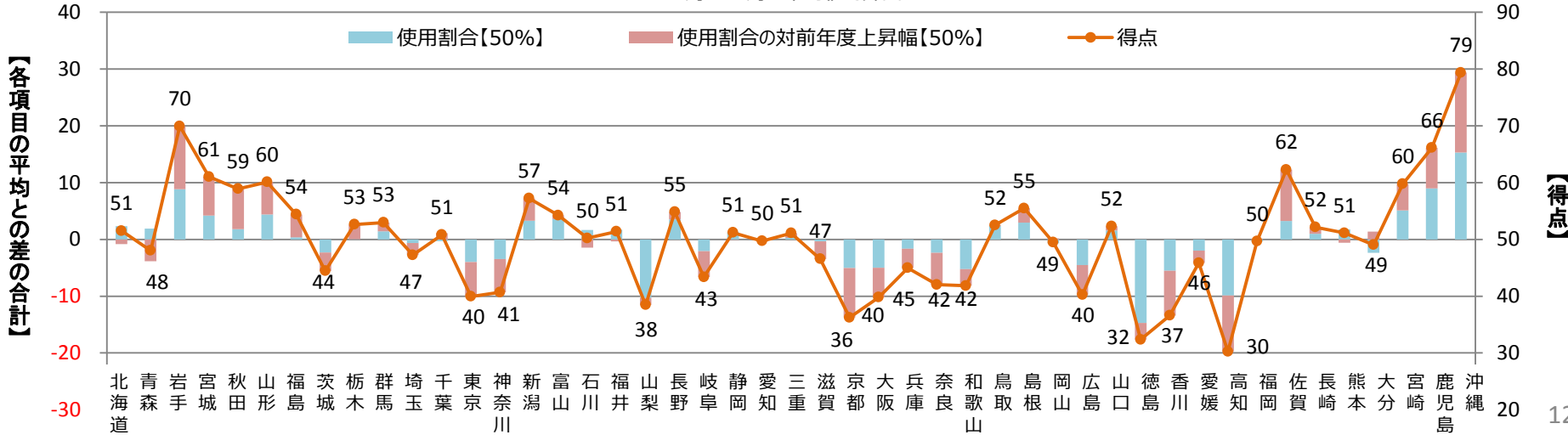
指標4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

※ 4月～5月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までに医療機関を受診した者



指標5. 後発医薬品の使用割合の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

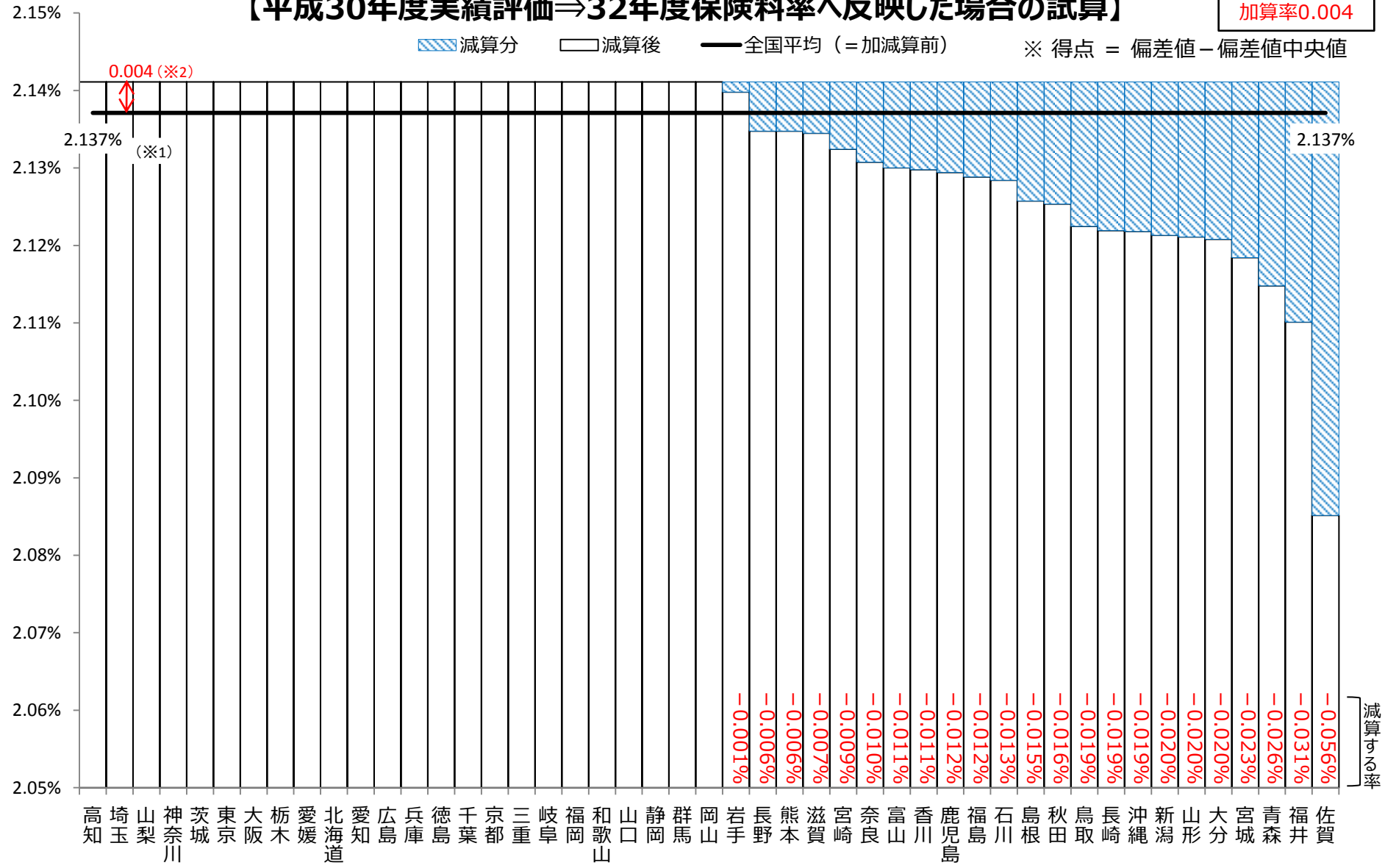
※ 4月～8月の平均値で算出



2.平成30年4月～9月分のデータを用いた実績④

【平成30年度実績評価⇒32年度保険料率へ反映した場合の試算】

加算率0.004



※1 2.137%とは、平成30年度の後期高齢者支援金に係る料率であり、本集計においては当該料率を使用している。

※2 平成32年度保険料率に係るインセンティブの保険料率は、平成30年度総報酬額の実績に0.004%を乗じて平成32年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本集計においては、計算のためのデータがないため、0.004%としている。(詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。)

Ⅲ.平成31年度における任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について

平成31年度における任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について

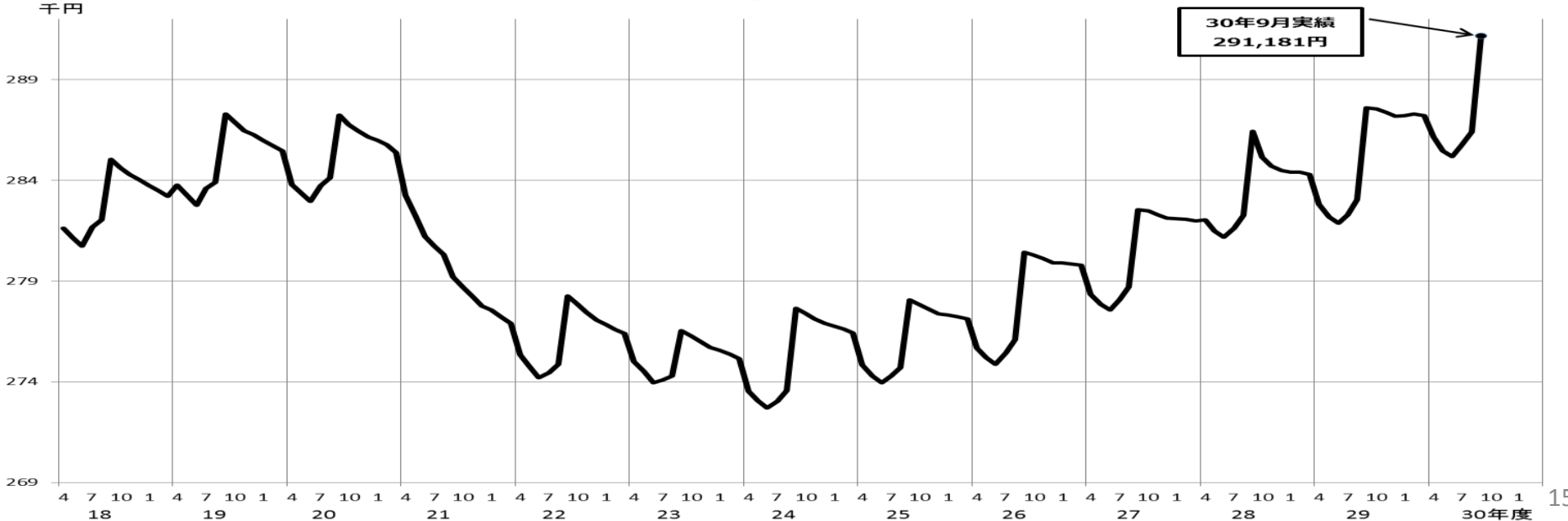
任意継続被保険者の標準報酬月額の上限については、前年の9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額となる。

平成30年9月末現在の被保険者一人当たり標準報酬月額（全被保険者の同月の標準報酬月額の平均）が291,181円であることから、平成31年度の標準報酬月額の上限については、300,000円とする。

平成30年度：280,000円（標準報酬月額等級：第21級） → 平成31年度：300,000円（標準報酬月額等級：第22級）

《参照条文》健康保険法（大正11年法律第70号）
 （任意継続被保険者の標準報酬月額）
 第47条
 任意継続被保険者の標準報酬月額については、第41条から第44条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額とする。
 一 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
 二 前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年）の9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額（健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額）を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

被保険者1人当たり標準報酬月額の実績値



IV.第4回北海道・東北ブロック評議会の開催について

第4回北海道・東北ブロック評議会の開催について

下記のとおり、第4北海道・東北ブロック評議会が開催されます。

なお、岩手支部評議会からは小澤議長、川井評議員にご出席いただく予定となっております。

●開催日時：平成31年3月14日（木） 13:00～17:00

●会場：TKP仙台カンファレンスセンター カンファレンスルーム3B
（仙台市青葉区花京院1-2-3 ソララガーデンオフィス3階）

●議題

1. インセンティブ制度について
2. 平成30年度協会けんぽの取組状況について

<参考>ブロック評議会の概要

◆開催の目的

各評議会において他支部の評議会との情報共有や連携を図るために、支部間の横の繋がりを拡大し、支部の枠を超えた議論についても積極的に行う土台として、ブロック単位において評議員を参集して意見交換を行うための場を提供するもの。

◆参加者

各ブロックの支部評議員、支部幹部職員、本部役職員とする。

◆開催スタイル

- ・全国の各ブロック（6ブロック）を単位として開催。（※岩手は北海道+東北のブロックに属する）
- ・開催地及び幹事支部は、各ブロックの取り決めによるものとする。（※今年度の幹事支部は福島支部）